

# 特定非営利活動法人クロスフィールズ定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クロスフィールズという。英文では、CROSS FIELDSと表記する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、企業・行政・非営利組織、また広く一般に対して、社会課題を自分事化する人を増やす活動、及び、課題の現場に資源をおくり、ともに解決策をつくる活動を行うことにより、社会課題が解決され続ける世界を実現する。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 企業・行政・非営利組織等間の人材交流事業
- (2) 企業・行政等に対する社会課題に関連する研修・講演事業
- (3) 企業・行政・非営利組織等に対するコンサルティング事業
- (4) 社会課題の解決に向けた支援、支援モデル構築、及びエコシステム構築事業
- (5) 前各号の事業等に係る調査研究、広報活動、講演活動、普及啓発、政策提言及び連携促進に係る事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。なお、賛助会員の入退会、入会金及び会費、会員資格、除名等については、別途規定に定める

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、前項の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を2年以上納入せず、理事会において納入の意志がないものと判断したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

### (入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を代表理事とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

### (職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、任期満了前に、総会で後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後においても、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができます。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員の選任及び解任

23条から

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき通常総会は、毎年1回開催する。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る以下同じ）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事は、オンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 6 緊急を要する事項について、代表理事から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とができる。
- 7 次条の規定にかかわらず、前項の書面決議の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及びその他の理事1名以上が記名又は記名押印しなければならない。

#### (理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

### (構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産1種とする。

### (管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計1種とする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるものほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、理事会において議決した者に譲渡するものとする。

**(合併)**

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

**(公告の方法)**

第 53 条 法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 9 章 事務局

**(事務局の設置)**

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

**(職員の任免)**

第 55 条 職員の任免は、代表理事が行う。

**(組織及び運営)**

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 10 章 雜 則

**(細則)**

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

**附則**

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	小沼大地
理事	松島由佳
同	中山慎太郎
監 事	川合弘毅

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法

人の成立の日から平成 25 年 7 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 24 年 5 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	0円
	賛助会員 (個人・団体)	0円
(2) 年会費	正会員 (個人)	12,000円
	(団体)	120,000 円
	賛助会員 (個人)	一口 12,000 円 (一口以上)
	(団体)	一口 12,000 円 (十口以上)

この定款は令和 年 月 日から施行する。

2025 年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人クロスフィールズ

## 1 事業実施の方針

## (1) 企業・行政・非営利組織等間の人材交流事業

クロスフィールズでは企業で働く人材が新興国または日本国内のNPO/NGOに一定期間赴任し、本業のスキルを活用して現地の社会課題解決に向けた活動に従事する「留職」プログラムを企業に対して提供している。2024年度までに54社に導入されており、累計で296人の「留職」が実施された。

2025年度も引き続き、前年度と同等程度の「留職」派遣人数を予定している。

## (2) 企業・行政等に対する社会課題に関する研修・講演事業

クロスフィールズでは、1日～1週間で国内外の社会課題の現場を訪問し、現地リーダーとの対話と内省を通じて社会に対する感性と志を育む、次世代リーダー向け越境プログラム「フィールドスタディ」を企業に対して提供している。2024年度までに72社にて145件実施され、計2899人が参加した。2025年度も引き続き、事業規模において前年度同等程度の目標をかかげて「フィールドスタディ」プログラムを推進していく。

また2025年度は、2023年度に実施した「グローバルキャリア探求キャンパス“CROSS BRIDGE”」を全国の高校生向けに実施する計画である。

## (3) 企業・行政・非営利組織等に対するコンサルティング事業

「社会課題を自分事化する人を増やす」というミッションのもと、共感VR事業として、環境・人権など企業が定めるマテリアリティに即した課題や、普段の仕事では接することが少ない社会課題の現場を360度/VR映像などを通じて擬似体験するプログラムを実施している。テクノロジーを活用した「共感によるつながり」を通じて、サステナビリティ経営の実現に向けた参加者のマインド醸成を目指している。企業向けプログラムとしては、2024年度までに、対話型e-ラーニングプログラムや没入型プログラムを通じて19社22,000人以上がプログラムを経験した。また、企業向け以外のプログラムとしては、大学やNPOとの協働プログラムを実施した。共感VR事業として引き続き2025年度もプログラムを提供していく。

また、新たに2025年度から「ソリューション共創事業」として、企業・行政・非営利組織等に対して、社会課題解決を行う取り組みを共創的に作り出すことに対する伴走支援プログラムを開始する。

## (4) 社会課題の解決に向けた支援、支援モデル構築、及びエコシステム構築事業

「課題の現場に資源をおくり、ともに解決策をつくる」というミッションのもと、クロスフィールズでは特定の課題領域に対する主体的なアクションを行う「Co-CREATE」事業領域を設定した。2022年度より「孤独・孤立の予防」を注力する課題領域として定め、様々なパートナーとの協働を通じた実践・探索・調査の活動を行ってきている。

2025年度も引き続き、能登半島地震の2次避難者を対象にした孤独・孤立対策プログラム実施するほか、海外の孤独・孤立対策を行っている団体との学び合いプログラムを実施する予定である。

## (5) 前各号の事業等に係る調査研究、広報活動、講演活動、普及啓発、政策提言及び連携促進に係る事業

クロスフィールズは団体のミッションや事業内容、提供価値を広めることを目的とし、様々なイベントを実施している。2025年度もセミナーや講演会への登壇を実施していく。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【270,053】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1)企業・行政・非営利組織等間の人材交流事業	【留職プログラム】 企業で働く人材が新興国または日本国内のNPO/NGOに一定期間赴任し、本業のスキルを活用して現地の社会課題解決に向けた活動に従事するプログラム。企業人材と派遣先団体のマッチング、「留職」期間中の伴走、事後研修の実施を通じて、企業人材を通じた現地の課題解決の最大化と、社会課題を自分事化するリーダー人材育成を目指す。	通年	日本全国/海外	9人	プログラム参加者。 参加者の派遣元企業。 「留職」受け入れ先団体の団体、及び受け入れ団体の活動領域における受益者	プログラム参加者 約25名 派遣元企業10社 派遣先団体25団体	68,602
(2)企業・行政等に対する社会課題に関する研修・講演事業	【社会課題体感フィールドスタディ】 企業の次世代リーダー向けに、国内外の社会課題の現場を訪問し、現地リーダーとの対話と内省を通じて社会に対する感性と志を育む「フィールドスタディ」を提供。プログラムの企画、訪問先コーディネート、ファシリテーションを実施、企業人材の社会課題の自分事化とリーダーシップ育成に取り組む。	通年	日本全国/海外/オンライン	10人	プログラム参加者。 参加者の派遣元企業。 「フィールドスタディ」受け入れ団体	プログラム参加者 約600名 派遣元企業20社 派遣先団体7団体	93,585
	【CROSS BRIDGE】 高校生を対象にしたオンライン型の「社会課題体感フィールドスタディ」プログラム。全国各地（海外含む）からオンラインで高校生が集い、グローバルな社会課題に取り組むリーダーたちと対話しながら、自身の進路についてともに探求する。参加者募集、プログラムの企画設計、ファシリテーションを実施。	7月-10月	日本全国/オンライン	3人	プログラム参加者（オブザーブ）	約50名	3,000
(3)企業・行政・非営利組織等に対するコンサルティング事業	【共感VRコンサルティング】 企業に対して、環境・人権など企業が定めるマテリアリティに即した課題の現場を360度/VR映像などを通して擬似体験するプログラムを提供。 NPOに対して事業内容やインパクトを360度/VR映像などを通してわかりやすく社会に伝える映像制作/コンサルティングを提供。 大学に対してVR映像等を通じて学生が社会課題を体感できるVRシアターを提供。	通年	日本全国/海外/オンライン	6人	プログラム実施企業の従業員。 映像制作するNPO。 NPO活動に関心がある市民、学生等。	約1万名 参加団体2団体 学生 約1000名	25,029

	<p><b>【ソリューション共創事業】</b> 企業・行政・非営利組織等に対して、社会課題解決を行う取り組みを共創的に作り出すことに対する伴走支援プログラムを提供。取り組む課題の設定、参加する企業・団体のコーディネート、共創的な取り組みの創出伴走を実施。</p>	通年	日本 全国/ 海外/ オンライン	2人	参加企業。 参加非営利団体。 プログラムを通じて創出される取り組みによつて解決される課題の当事者市民。	参加企業 20社 参加団体 10団体 市民 不特定多数	50,057
(4) 社会課題の解決に向けた支援、支援モデル構築、及びエコシステム構築事業	<p>「孤独・孤立」領域を課題領域として、能登半島地震の2次避難者を対象にした孤独・孤立対策プログラムを提供。金沢市にて2次避難者に対して「笑語ひろば」という繋がりの場を提供することで、避難者同士や地域社会との繋がりを提供している。また、日本国内/海外の孤独・孤立対策を実践している団体同士の学び合いプログラム 米国/韓国と日本の団体がお互いを訪問しながら知見を共有し、学び合うを行う。</p>	通年	日本 全国/ 海外	4人	能登半島地震の2次避難者及びその支援者 孤独・孤立対策に関わる団体	約200名 参加団体 10団体	27,529
(5) 前各号の事業等に係る調査研究、広報活動、講演活動、普及啓発、政策提言及び連携促進に係る事業	<p>団体活動等についての講演会、イベント、Web上での情報発信、メールマガジン発行、年次報告書発行などを通じた普及啓発活動を行う。</p>	通年	日本 全国/ 海外/ オンライン	3人	当団体のミッションに共感し、関心のある市民	不特定多數	2,251

## 2026 年度

## 事業計画書

特定非営利法人クロスフィールズ

## 1 事業実施の方針

## (1) 企業・行政・非営利組織等間の人材交流事業

クロスフィールズでは企業で働く人材が新興国または日本国内のNPO/NGOに一定期間赴任し、本業のスキルを活用して現地の社会課題解決に向けた活動に従事する「留職」プログラムを企業に対して提供している。2024年度までに54社に導入されており、累計で296人の「留職」が実施された。

2026年度も引き続き、前年度と同等程度の「留職」派遣人数を予定している。

## (2) 企業・行政等に対する社会課題に関連する研修・講演事業

クロスフィールズでは、1日～1週間で国内外の社会課題の現場を訪問し、現地リーダーとの対話と内省を通じて社会に対する感性と志を育む、次世代リーダー向け越境プログラム「フィールドスタディ」を企業に対して提供している。2024年度までに72社にて145件実施され、計2899人が参加した。2025年度も引き続き、事業規模において前年度同等程度の目標をかかげて「フィールドスタディ」プログラムを推進していく。

また2026年度は、2023年度に実施した「グローバルキャリア探求キャンパス“CROSS BRIDGE”」を全国の高校生向けに実施する計画である。

## (3) 企業・行政・非営利組織等に対するコンサルティング事業

「社会課題を自分事化する人を増やす」というミッションのもと、共感VR事業として、環境・人権など企業が定めるマテリアリティに即した課題や、普段の仕事では接することが少ない社会課題の現場を360度/VR映像などを通じて擬似体験するプログラムを実施している。テクノロジーを活用した「共感によるつながり」を通じて、サステナビリティ経営の実現に向けた参加者のマインド醸成を目指している。企業向けプログラムとしては、2024年度までに、対話型e-ラーニングプログラムや没入型プログラムを通じて19社22,000人以上がプログラムを経験した。また、企業向け以外のプログラムとしては、大学やNPOとの協働プログラムを実施した。共感VR事業として引き続き2026年度もプログラムを提供していく。

また、新たに2025年度から「ソリューション共創事業」として、企業・行政・非営利組織等に対して、社会課題解決を行う取り組みを共創的に作り出すことに対する伴走支援プログラムを開始する。

## (4) 社会課題の解決に向けた支援、支援モデル構築、及びエコシステム構築事業

「課題の現場に資源をおくり、ともに解決策をつくる」というミッションのもと、クロスフィールズでは特定の課題領域に対する主体的なアクションを行う「Co-CREATE」事業領域を設定した。2022年度より「孤独・孤立の予防」を注力する課題領域として定め、様々なパートナーとの協働を通じた実践・探索・調査の活動を行ってきている。

2026年度も引き続き、能登半島地震の2次避難者を対象にした孤独・孤立対策プログラム実施するほか、海外の孤独・孤立対策を行っている団体との学び合いプログラムを実施する予定である。

## (5) 前各号の事業等に係る調査研究、広報活動、講演活動、普及啓発、政策提言及び連携促進に係る事業

クロスフィールズは団体のミッションや事業内容、提供価値を広めることを目的とし、様々なイベントを実施している。2026年度もセミナーや講演会への登壇を実施していく。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【283,518】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1)企業・行政・非営利組織等間の人材交流事業	<p><b>【留職プログラム】</b> 企業で働く人材が新興国または日本国内のNPO/NGOに一定期間赴任し、本業のスキルを活用して現地の社会課題解決に向けた活動に従事するプログラム。企業人材と派遣先団体のマッチング、「留職」期間中の伴走、事後研修の実施を通じて、企業人材を通じた現地の課題解決の最大化と、社会課題を自分事化するリーダー人材育成を目指す。</p>	通年	日本全国/海外	10人	プログラム参加者。 参加者の派遣元企業。 「留職」受け入れ先団体の団体、及び受け入れ団体の活動領域における受益者	プログラム参加者約25名 派遣元企業10社 派遣先団体25団体	72,032
(2)企業・行政等に対する社会課題に関する研修・講演事業	<p><b>【社会課題体感フィールドスタディ】</b> 企業の次世代リーダー向けに、国内外の社会課題の現場を訪問し、現地リーダーとの対話と内省を通じて社会に対する感性と志を育む「フィールドスタディ」を提供。プログラムの企画、訪問先コーディネート、ファシリテーションを実施、企業人材の社会課題の自分事化とリーダーシップ育成に取り組む。</p> <p><b>【CROSS BRIDGE】</b> 高校生を対象にしたオンライン型の「社会課題体感フィールドスタディ」プログラム。全国各地（海外含む）からオンラインで高校生が集い、グローバルな社会課題に取り組むリーダーたちと対話しながら、自身の進路についてともに探求する。参加者募集、プログラムの企画設計、ファシリテーションを実施。</p>	通年	日本全国/海外/オンライン	9人	プログラム参加者。 参加者の派遣元企業。 「フィールドスタディ」受け入れ団体	プログラム参加者約600名 派遣元企業20社 派遣先団体7団体	98,264
(3)企業・行政・非営利組織等に対するコンサルティング事業	<p><b>【共感VRコンサルティング】</b> 企業に対して、環境・人権など企業が定めるマテリアリティに即した課題の現場を360度/VR映像などを通して擬似体験するプログラムを提供。 NPOに対して事業内容やインパクトを360度/VR映像などを通してわかりやすく社会に伝える映像制作/コンサルティングを提供。 大学に対してVR映像等を通じて学生が社会課題を体感できるVRシアターを提供。</p>	7月-10月	日本全国/オンライン	3人	プログラム参加者（オブザーブ）	約50名	3,150
		通年	日本全国/海外/オンライン	4人	プログラム実施企業の従業員。 映像制作するNPO。 NPO活動に関心がある市民、学生等。	約1万名 参加団体2団体 学生約1000名	26,280

	<p><b>【ソリューション共創事業】</b> 企業・行政・非営利組織等に対して、社会課題解決を行う取り組みを共創的に作り出すことに対する伴走支援プログラムを提供。取り組む課題の設定、参加する企業・団体のコーディネート、共創的な取り組みの創出伴走を実施。</p>	通年	日本 全国/ 海外/ オンライン	2人	参加企業。 参加非営利団体。 プログラムを通じて創出される取り組みによつて解決される課題の当事者市民。	参加企業 20社 参加団体 10団体 市民 不特定多数	52,560
(4) 社会課題の解決に向けた支援、支援モデル構築、及びエコシステム構築事業	<p>「孤独・孤立」領域を課題領域として、能登半島地震の2次避難者を対象にした孤独・孤立対策プログラムを提供。金沢市にて2次避難者に対して「笑語ひろば」という繋がりの場を提供することで、避難者同士や地域社会との繋がりを提供している。また、日本国内/海外の孤独・孤立対策を実践している団体同士の学び合いプログラム 米国/韓国と日本の団体がお互いを訪問しながら知見を共有し、学び合うを行う。</p>	通年	日本 全国/ 海外	4人	能登半島地震の2次避難者及びその支援者 孤独・孤立対策に関わる団体	約200名 参加団体 10団体	28,905
(5) 前各号の事業等に係る調査研究、広報活動、講演活動、普及啓発、政策提言及び連携促進に係る事業	<p>団体活動等についての講演会、イベント、Web上での情報発信、メールマガジン発行、年次報告書発行などを通じた普及啓発活動を行う。</p>	通年	日本 全国/ 海外/ オンライン	3人	当団体のミッションに共感し、関心のある市民	不特定多數	2,327

## 2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人クロスフィールズ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>			
1 受取会費			889,400
正会員受取会費		156,000	
賛助会員受取会費		551,400	
法人会員受取会費		182,000	
2 受取寄附金		20,000,000	20,000,000
3 受取助成金等			9,436,000
受取補助金		0	
受取民間助成金		7,572,000	
受取国庫補助金		1,864,000	
4 事業収益			270,674,000
企業・行政・非営利組織等間の人材交流事業		90,000,000	
企業・行政等に対する社会課題に関する研修・講演事業		100,000,000	
企業・行政・非営利組織等に対するコンサルティング事業		69,110,000	
社会課題の解決に向けた支援、支援モデル構築、及びエコシステム構築事業		10,564,000	
前各号の事業等に係る調査研究、広報活動、講演活動、普及啓発、政策提言及び連携促進に係る事業		1,000,000	
5 その他の収益			110,600
受取利息		109,600	
為替差益		1,000	
<b>経常収益計</b>			<b>301,110,000</b>
<b>(B) 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			175,283,625
給料手当		152,420,543	
法定福利費		22,863,082	
(2) その他経費			94,770,000
業務委託費		45,000,000	
旅費交通費		25,000,000	
地代家賃		4,300,000	
会議費		4,300,000	
研修費		1,000,000	
通信運搬費		600,000	
その他		14,570,000	
<b>事業費計</b>			<b>270,053,625</b>
2 管理費			
(1) 人件費			351,000
給料手当		305,000	
法定福利費		46,000	
(2) その他経費			20,830,000
消耗品費		350,000	
地代家賃		750,000	
福利厚生費		650,000	
支払手数料		1,200,000	
減価償却費		500,000	
業務委託費		6,500,000	
支払報酬料		1,200,000	
その他		9,680,000	
<b>管理費計</b>			<b>21,181,000</b>
<b>経常費用計</b>			<b>291,234,625</b>
<b>当期経常増減額</b> <b>(A) - (B)</b> . . . ①			<b>9,875,375</b>
<b>(C) 経常外収益</b>			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
<b>経常外収益計</b>			<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
<b>経常外費用計</b>			<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b> <b>(C) - (D)</b> . . . ②			<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額</b> ①+② . . . ③			<b>9,875,375</b>
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			149,332,651
<b>次期繰越正味財産額</b> ③-④+⑤			<b>159,138,026</b>

## 2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人クロスフィールズ

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
<b>【A】 経常収益</b>		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費 法人会員受取会費	156,000 851,400 182,000	1,189,400
2 受取寄附金 受取寄附金		20,000,000
3 受取助成金等 受取補助金 受取民間助成金 受取国庫補助金	0 10,000,000 2,000,000	12,000,000
4 事業収益 企業・行政・非営利組織等間の人材交流事業 企業・行政等に対する社会課題に関する研修・講演事業 企業・行政・非営利組織等に対するコンサルティング事業 社会課題の解決に向けた支援、支援モデル構築、及びエコシステム構築事業 前各号の事業等に係る調査研究、広報活動、講演活動、普及啓発、政策提言及び連携促進に係る事業	94,500,000 105,000,000 73,500,000 11,550,000 1,000,000	285,550,000
5 その他の収益 受取利息 為替差益	100,000 20,000	120,000
<b>経常収益計</b>		318,859,400
<b>【B】 経常費用</b>		
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費		185,248,117
(2) その他経費 業務委託費 旅費交通費 地代家賃 会議費 研修費 通信運搬費 その他	47,250,000 26,250,000 4,300,000 4,300,000 1,000,000 600,000 14,570,000	98,270,000
<b>事業費計</b>		283,518,117
2 管理費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費		351,000
(2) その他経費 消耗品費 地代家賃 福利厚生費 支払手数料 減価償却費 業務委託費 支払報酬料 その他	350,000 750,000 650,000 1,200,000 500,000 6,500,000 1,200,000 9,680,000	20,830,000
<b>管理費計</b>		21,181,000
<b>経常費用計</b>		304,699,117
<b>当期 経常増減額 【A】 - 【B】</b> ···①		14,160,283
<b>【C】 経常外収益</b>		
固定資産売却益 過年度損益修正益		
<b>経常外収益計</b>		0
<b>【D】 経常外費用</b>		
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		
<b>経常外費用計</b>		0
<b>当期 経常外増減額 【C】 - 【D】</b> ···②		0
<b>税引前 当期 正味財産増減額 ①+②</b> ···③		14,160,283
法人税、住民税及び事業税 ···④		70,000
前期繰越正味財産額 ···⑤		159,138,026
<b>次期 繰越正味財産額 ③-④+⑤</b>		173,228,309